

第3次 愛南町 男女共同参画推進計画



愛南町企画財政課
〒798-4196
愛媛県南宇和郡愛南町城辺 2420 番地
TEL: 0895-72-7317 / FAX: 0895-72-1227



男女がともにあゆみ育てるまち
—あいなんの創造—

令和3年3月



～男女がともにあゆみ育てるまち～ —あいなんの創造—



基本 1 目標 男女の人権の尊重

- 基本施策1 お互いの人権を尊重
- 基本施策2 学びの場における男女共同参画の推進

施策の方向性

- 1. 人権の尊重と人権意識づくり
- 2. 男女共同参画の視点に立った広報等表現の促進
- 3. 学校等における男女平等等の教育の推進
- 4. 多様な学習機会の提供

基本 2 目標 意思決定への共同参画

- 基本施策3 政策や方針決定過程への女性の参画推進
- 基本施策4 地域活動における男女共同参画の推進

- 5. 政策・方針決定過程における女性参画の推進
- 6. 女性人材の育成と情報提供の充実
- 7. 男女共同参画の視点に立った地域活動の推進
- 8. 様々な分野への女性の地域活動参画の推進



基本 3 目標 地域社会の慣行についての配慮

- 基本施策5 男女共同参画への理解促進と意欲の浸透

- 9. 社会制度・慣行の見直しの推進
- 10. 啓発・広報活動の推進

基本 4 目標 ライフ・ワーク・バランスの推進

- 基本施策6 ライフ・ワーク・バランスの推進
- 基本施策7 働く場における男女共同参画の推進

- 11. 家庭生活における男女共同参画の推進
- 12. 子育て・介護支援等の充実
- 13. 多様な働き方への条件整備



基本 5 目標 生涯にわたる安心・安全な男女の社会づくり

- 基本施策8 あらゆる暴力の根絶
- 基本施策9 ともに支え合う福祉環境づくり
- 基本施策10 生涯にわたる男女の健康づくり
- 基本施策11 防災・減災対策に向けた男女共同参画の推進

- 16. あらゆる暴力の根絶
- 17. 安心できる相談・支援体制の充実

- 18. 高齢者や障がい者への支援
- 19. 生活福祉の推進

- 20. 生涯にわたる健康づくり
- 21. 健康対策の充実

- 22. 防災分野での女性の参画推進



計画の趣旨

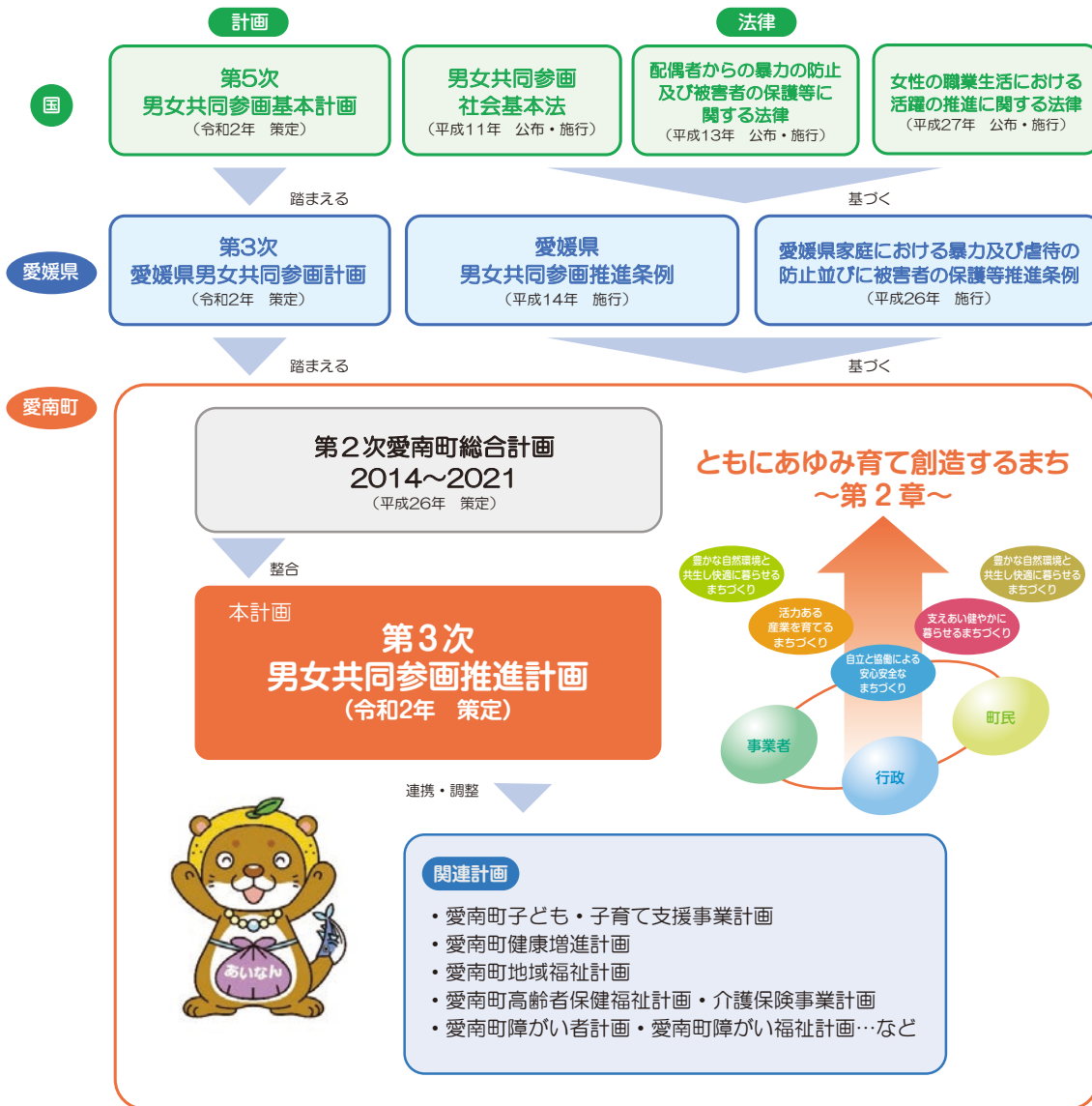
平成23年から5年ごとに「愛南町男女共同参画推進計画」を策定しています。この計画に基づき、本町では様々な施策を推進し、男女が互いにその人権を尊重し、責任を分かち合い、性別に関わらず、個性や能力を十分に発揮することを目指してきました。

家庭・学校・地域・職場などあらゆる場において、性別にとらわれることなく、全ての人が共に認め合い、それぞれの個性と能力を発揮できる男女共同参画社会を形成していくために、今後も継続して課題の改善、解決に向けて取り組む必要があります。

本町では、これまでの成果や課題をふまえるとともに、人口減少や人口構造の変化、そして社会情勢における変化スピードの加速など、数多く存在する新たな課題の改善や解決に向けて、男女共同参画の視点から対応するための総合的な取組方針として、計画を策定します。

計画の位置づけ

- ★「男女共同参画社会基本」第14条第3項に規定されている市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画
- ★「女性活躍推進法」に基づく推進計画に該当する計画
- ★「第2次愛南町総合計画後期基本計画」における政策5「豊かな心と文化を育むためのひとづくり」の実現をめざした分野別計画



計画期間

令和3年度から令和8年度までの6年間

将来ビジョン

男女共同参画社会（将来ビジョン）に示すような社会をめざしています。

家庭では

家族がお互いに尊重しあい、ふれあいのある心豊かな家庭を築いています。

家族の一人ひとりが家事、育児、介護などの家族としての責任（家族内での役割）を分かち合いながら、家庭地域と仕事、活動との調和をとれた生活を送っています。



職場では

雇用機会や待遇などで男女格差が解消され、男女がともに育児休業や介護休業を積極的に利用しています。

働き方改革などを通じて、労働者がゆとりと充実感を持って、仕事と家庭や地域活動を両立しています。



学校では

一人ひとりの個性や能力を伸ばす教育が行われ、性別にとられない適性に合った主体的な進路選択がされています。

自分らしさを大切にし、お互いの個性と人権を尊重する子どもに育っています。



地域では

性別役割分担意識に基づく習慣やしきたりが見直され、地域での子育てやまちづくりなどの活動に、世代間の隔たりなく、男女が共にいきいきと参画しています。

地域における方針の立案や決定過程に男女が共に参画し、多様な考え方を活かした地域活動が行われています。



愛南町の現状

【男女共同参画社会の実現に向けて必要なこと】

男女共同参画社会の実現に向けて必要なこととして、「学校教育の場で男女の平等についての学習を充実する」の割合が30.1%となっています。設問内には、各種の啓発活動や各種講座・育成など教育に関するものを合算すると43.0%になります。多くの方が教育の重要性を感じています。

	男女共同参画を推進する条例を制定する	女性の生き方に関する情報提供や交流・相談の場、教育などのセンターをつくる	男女共同参画社会づくりのために講座や広報など啓発活動をする	男女共同参画を推進する女性団体の活動支援や女性リーダーの育成をする	男性の家事能力を高めるような講座を行う	審議会などの行政の政策方針を決定する場に女性の参画を促進する	地域団体の長などに女性を増やす	学校教育の場で男女の平等についての学習を充実する	トレスティック・バイオレンス(DV)など、あらゆる暴力の根絶と救済支援を行う	経営者・事業主を対象に雇用機会や労働条件の男女平等について啓発する	保育・介護サービスの充実や育児・介護休業制度などの普及など男女が共に働き続けるための条件整備を整える	各国の女性との交流や情報提供など、国際交流を推進する	その他	無効・無回答
全体 (N=359)	13.4%	14.2%	18.4%	17.8%	17.3%	13.4%	30.1%	18.7%	16.7%	51.5%	3.6%	2.2%	5.6%	
【前回調査】														
全体 (N=485)	8.7%	11.8%	24.5%	12.2%	14.6%	16.5%	25.8%	15.5%	15.5%	57.9%	0.8%	2.9%	-	

【意思決定への共同参画について】

町民意識調査結果では、男女の地位の平等意識について、「社会全体として」では男性優遇意識が大きく上回っている一方で、「平等になっている」割合が低いことが目立っています。

	今回調査 (N=359)							今回調査 (N=485)							
	男性の方が非常に優遇されている	男性の方が優遇されている	どちらかといえば男性の方が優遇されている	平等になっている	どちらかといえば女性の方が優遇されている	女性の方が非常に優遇されている	わからない	無効・無回答	男性の方が非常に優遇されている	男性の方が優遇されている	どちらかといえば男性の方が優遇されている	平等になっている	どちらかといえば女性の方が優遇されている	女性の方が非常に優遇されている	わからない
①家庭生活では	4.5%	39.8%	32.9%	3.3%	0.6%	15.9%	3.1%	①家庭生活では	5.8%	42.7%	27.4%	4.9%	0.8%	18.4%	
②就職や採用では	4.7%	40.9%	28.1%	2.2%	0.3%	18.9%	4.7%	②就職や採用では	7.4%	38.4%	23.5%	1.9%	0.2%	28.7%	
③職場では	4.2%	34.3%	34.8%	5.3%	0.3%	16.4%	4.7%	③職場では	7.4%	33.4%	28.5%	4.3%	0.6%	25.8%	
④学校教育の場では	1.7%	11.7%	49.9%	2.2%	1.1%	28.7%	4.7%	④学校教育の場では	0.5%	10.5%	48.9%	2.3%	0.2%	36.9%	
⑤地域活動の中では	3.6%	33.4%	29.2%	7.5%	0.8%	20.9%	4.5%	⑤地域活動の中では	4.1%	30.9%	33.0%	6.0%	0.6%	25.4%	
⑥議会や政治の場では	18.4%	43.2%	14.8%	0.3%	0.6%	18.7%	4.2%	⑥議会や政治の場では	23.1%	40.0%	10.3%	0.2%	0.2%	26.4%	
⑦法律や制度の上では	5.3%	32.3%	35.4%	3.6%	0.3%	18.4%	4.7%	⑦法律や制度の上では	9.1%	26.2%	34.4%	1.6%	1.6%	25.6%	
⑧社会通念やしきたり・慣習では	17.8%	47.4%	15.0%	1.9%	0.3%	13.6%	3.9%	⑧社会通念やしきたり・慣習では	14.8%	48.2%	13.6%	0.6%	0.8%	21.8%	
⑨社会全体としては	8.1%	54.3%	18.1%	3.3%	0.3%	11.4%	4.5%	⑨社会全体としては	7.6%	53.4%	16.3%	1.9%	0.0%	20.9%	

【家庭と仕事の両立の要件について】

男女がともに、仕事と家庭の両立をし続けるために必要と思うことについては、「育児・介護休業を気軽に利用できる職場環境づくり」が59.3%の回答で最も多く、次いで「労働時間を短縮すること」「育児・介護休業の利用者が、不利な扱いを受けないようにすること」が28.7%となっています。

	労働時間を短縮すること	転勤や配置転換などに配慮すること	在宅勤務やフレックスタイム制度(時間差出勤)を取り入れること	育児・介護休業を気軽に利用できる職場環境づくり	育児・介護休業の利用者が、不利な扱いを受けないようにすること	育児・介護休業中の給付金を充実すること	育児などで退職した者を再雇用する制度を取り入れること	職場復帰のための研修や職業訓練などの機会を充実すること	職場内に保育施設を整備すること	保育・介護サービスを充実すること	その他	わからない	無効・無回答
全体 (N=359)	28.7%	24.0%	25.6%	59.3%	28.7%	22.8%	20.6%	8.9%	10.9%	25.1%	1.4%	4.5%	3.9%

数値目標

施策の方向	評価の指標	本計画	
		令和2年(現状値)	令和8年(目標値)
多様な学習機会の提供	社会全体において男女の地位が平等になっていると思う人の割合	18.1%	50.0%
家庭生活における男女共同参画の推進	夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである(「男は仕事、女は家庭」という考え方)に「そう思わない」「どちらかといえばそう思わない」と回答した人の割合	79.3%	85.0%
子育て・介護支援等の充実	延長保育の実施箇所数	5箇所	5箇所
農林水産業における男女共同参画の確立	農業委員会に占める女性の割合	11.4%	30.0%
	農家の家族経営協定締結数	50件	70件
政策・方針決定過程における女性参画の推進	審議会等における女性委員の割合	31.5%	40.0%
あらゆる暴力の根絶	DV防止法を知っている人の割合	88.1%	100.0%
生涯にわたる健康づくり	特定健康診査の受診割合	38.7% (※1)	60.0%

※1 令和2年度(現状値)は、現時点で確定しないため、令和元年度の数値としている。

計画の推進

計画の進捗については、計画(PLAN)→実行(DO)→評価(CHECK)→改善(ACTION)に基づく進行管理(PDCAサイクル)の考え方に基づき、基本理念・基本目標に対し、各課で取り組む具体的取組内容について、年度ごとに点検を行い、各施策の進捗状況を管理・評価し、取組のなかで生じた課題の改善に努めます。



国・県などとの連携

国や県などの各関係行政機関と連携を図りながら、効果的な教育・啓発などを目指します。

